

備も完了し、歴史的光榮の日の速かなる」とを強く期待するものであります。

比島に付きましては、バルガス長官以下要路の人々が、身を挺して比島再建と大東亜戦争完遂協力の爲に努力致し、一般民衆も亦逐次帝國の眞意を了解して、積極的に協力しつゝあるのであります。比島獨立に關する帝國の態度は、累次の聲明に依り既に明かなる所であります。帝國は、此の際更に一步を進めまして、本年中に比島に獨立の榮譽を與へむとするものなることを茲に中外に宣明するものであります。當て米國の不信なる支配の下に空しく獨立の幻影を逐うて居りましたる比島民衆は、大東亜戦争勃發以來未だ二箇年にも満たざるに、早くも茲に多年の宿望を達せむと致して居るのであります。私は比島民衆の感激に思ひを致し、比島の爲、又大東亜の爲、眞に慶祝に堪へない次第であります。

尙マライ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベス等の原住民は、皇軍の軍政下に營々として協力の度を増大しつゝあるのであります。即ち戦争下に於きましても、既に彼等は現地皇軍の心からなる指導に依り、從來の精神的壓迫より解放せられ、現に教育其の他各種の文化的恩恵に浴し、未だ曾てなき希望に満ちたる生活を營んで居るのであります。インドネシア民衆の爲誠に欣快に存する次第であります。帝國は此の際更に進んで原住民の念願に基き、それらの民度に應じて、本年中には原住民の政治參與に關しまする措置を逐次執つて參る所存であります。就中ジャワに付きましては、其の民度に鑑み、民衆の輿望に應へて、能ふ限り速かに之が實現を期せむとするものであります。

佛印に付きましては、佛印當局は複雑なる情勢の下に善處致して居るのであります。帝國は共同防衛に關する日佛議定書の精神に基き、佛印との懸密なる提携を圖らむとするものであります。

以上の如くにして、萬邦をして各、其の所を得しめ、兆民をして悉く其の堵に安んぜしむる我が肇國の大理想は、著々として大東亜の天地に具現せられ、多年米英の飽くなき搾取に悩める東亜の民衆に輝かしき黎明は來つたのであります。

斯くして大東亜の諸國家、諸民族が、逞しき發展を爲しつゝあるに比較致しまして、インドが尙英國の苛酷なる彈壓の下に、獨立完成の爲大いなる苦しみを嘗めつゝありますことに對しましては、私は衷心より同情の意を表すると共に、憤りを感じるものであります。帝國はインド民衆の敵たる米英の勢力をインドより驅逐し、眞に獨立インドの完成の爲、有らゆる手段を盡すべき牢乎たる決意を持つて居るのであります。而して澎湃たるインド民衆の熱望は必ずや實現せられ、米英勢力は驅逐せられ、インドの自由と繁榮との齋らされる日の遠からざることを私は信じ、且其の一日も速かならむことを期待するものであります。

### 地方行政刷新強化方策要綱の閣議決定

戰時下に於ける地方行政の根本的刷新強化を目的とする地方行政刷新強化方策要綱は昭和十八年六月二十八日の臨時閣議に於いて正式決定を見、同日左の如く發表せられたが、行政部面に於ける大地域主義的統合問題は人口問題の見地からも關心せらるゝところ妙くない。

### 地方行政刷新強化に關する件

(昭和十八年六月二十八日)  
（情報局發表）

現下行政の重要性に鑑み府縣割據の弊を防除し關係都廳府縣間の行政の総合連絡調整を圖り更に進んで特別地方行政官廳の所管行政にも互り各種施策の綜合的運営を具現し以て各種地方官廳を擧げて渾然一體となり戰時地方行政の振作に邁進するの態勢を整へんとす、その要綱左の如し

#### 地方行政刷新強化方策要綱

##### 一、地方別に地方行政協議會を左の如く設置すること

###### (1) 設置すべき地方

北海地方 北海道、樺太

東北地方 青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣

關東地方 茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、警視廳

東海地方 新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、長野縣

北陸地方 長野縣、富山縣、愛知縣、三重縣

近畿地方 滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣

中國地方 鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣

四國地方 徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣

九州地方 福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖縄縣

(2) 組織  
協議會は會長一人および委員若干人を以てこれ

を組織す

會長は内閣總理大臣の指定する地方長官をもつてこれに充つ

委員は會長たる者を除くの外當該地方内の地方

長官、財務局長、税關長、地方專賣局長、營林局

長、鑛山監督局長、工務官事務所長、地方燃料局

長、海務局長、遞信局長、鐵道局長および勞務官

事務所長を以てこれに充つ

(註) 地方の事情により本文の地方特別官廳の長の若干を缺き又は他の地方特別官廳の長を加ふることあるべし

(3) 権限

地方行政の綜合連絡調整に任ずるものとす

(4) 運營

(い) 本協議會の運營についてはその敏速適正を期し得るやう議事規則等を作るものとす

(ろ) 本協議會の庶務は會長たる地方長官所屬の地方廳に於て之を行ふ

二、戰時行政職權特例に左の如き改正を加ふること

協議會の長たる地方長官は關係地域内における各種行政の綜合連絡調整を圖るため必要あるときは關係

地方長官に對し必要な指示をなしおよび特別地方官廳に對し必要な指示をなすべきことを求むることを得

三、指定都廳府縣に特別の職員を置くこと

協議會の會長たる地方長官所屬の都廳府縣に參事官(假稱、勅任官)専任一人を置き知事の命を承け當該協議會の關係地域内における各種行政の綜合連絡

調整に關する事務を掌らしむ

(註) 參事官は地方行政協議會の事務統理に常りしてこのに充つ

第十六條ノ二第二項及第二十三條第一項中「工場就業時間制限令施行」ヲ削ル

第十二條第四項中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上グ

第十六條ノ二第二項及第二十九條ノ三第二項中「工場就業時間制限令施行」ヲ削ル

本誌前號本欄既報の如くであるが、その一部をなす工場就業時間制限令廢止の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。なほに伴ひ工場就業時間制限令施行規則も亦廢止せらるゝこととなつた。

第十五條中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上グ

第三十五條第二項中「工場就業時間制限令施行」ヲ削ル

下順次繰上グ

北海道廳官制中左ノ通改正ス

第十二條第四項中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上グ

(昭和十八年六月十五日)  
勅令第五百一號

工場就業時間制限令廢止ノ件

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場就業時間制限令ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ハ舊令ハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

重要事業場勞務管理令中左ノ通改正ス

第二十五條第一項中「工場就業時間制限令並ニ」ヲ削ル

厚生省官制中左ノ通改正ス

ハ舊令ハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

重要事業場勞務管理令中左ノ通改正ス

第十九條第二項及第二十條第二項中「工場就業時間制限令」ヲ削ル

勞務調整令中左ノ通改正ス

勞務調整令中左ノ通改正ス

第三條中「工場就業時間制限令施行ニ關スル事務」ヲ削ル

第十二條保安部ノ部中第七號ヲ削リ第八號ヲ第七號トシ以下順次繰上グ

第八條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ業種又ハ職種ヲ指定シテ男子從業者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止又ハ制限スルコ